

第6回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 5
令和元年8月1日	

始期、施行時期、算定・記録の期間及び 新たな水晶体の等価線量限度を適用する ことについての論点について

5.1. 新たな水晶体等価線量限度の取り入れ

新たな線量限度を規制に取り入れるに当たり、関係行政機関においては、事業者等が円滑に対応できるように適切な施行時期を設定することが求められる。特に、事業者に対して複数の法律が適用される場合には、施行時期の整合が図られるべきである。また、「5年間の平均で20mSv/年」の起算点の扱い方が現状の実効線量の管理と整合するように扱うことが望ましい。

5年間の線量限度の導入時における始期

- 電離放射線障害防止規則第4条で定める5年間の実効線量限度の始期については、平成13年3月30日付け基発第253号で、事業者が事業場ごとに定める日を始期とする旨を示している。
- 新たな水晶体の等価線量限度を適用するに当たり、5年間の眼の水晶体の等価線量限度の始期を、意見具申どおり実効線量と同様としてはいかがか。

【線量限度の始期】

部位等	線量限度	線量限度の始期※1
	100mSv/5年、かつ、50mSv/年を超えない	「5年間」は、事業者が事業場ごとに定める日を始期とする5年間 「1年間」は、「5年間」の始期の日を始期とする1年間
現行 眼の水晶体の等価線量	150mSv/年を超えない	「1年間」は、実効線量の1年間※2の始期と同じ日を始期とする1年間
新 眼の水晶体の等価線量	<u>100mSv/5年、かつ、50mSv/年を超えない</u>	「1年間」は、実効線量の1年間※2の始期と同じ日を始期とする1年間 <u>「5年間」は、実効線量の5年間※2の始期と同じ日を始期とする5年間</u>

※1 平成13年3月30日付け基発第253号「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」より

※2 電離則第4条第1項の「5年間」とは、事業者が事業場ごとに定める日を始期とする5年間として差し支えないこと。同項の「1年間」とは、「5年間」の始期の日を始期とする1年間とすること。

算定・記録の期間について

- 電離放射線障害防止規則第9条では、人体の組織別の等価線量について、3月ごと及び1年ごとの合計を算定・記録することとされている。
- 新たな水晶体の等価線量限度を適用するに当たり、眼の水晶体の等価線量の算定・記録の期間を、3月ごと、1年ごと及び5年ごととしてはいかがか。

【眼の水晶体の等価線量限度と算定・記録の期間】

	部位	部位ごとの線量限度	算定・記録の期間
現行	眼の水晶体の等価線量	150mSv/年を超えない	3月ごと及び1年ごと
新	眼の水晶体の等価線量	<u>100mSv/5年、かつ、50mSv/年を超えない</u>	3月ごと、1年ごと及び <u>5年ごと</u>

電離放射線障害防止規則 第九条

(線量の測定結果の確認、記録)

第九条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

- 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
 - 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性(次号又は第三号に掲げるものを除く。)¹の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計
 - 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性(五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのないもの)に限り、次号に掲げるものを除く。²の実効線量の三月ごと及び一年ごとの合計
 - 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性(緊急作業に従事するものに限る。)³の実効線量の一月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計
 - 女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)⁴の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないもの)にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計
 - 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計
 - 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

- 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

始期及び施行時期について、意見具申どおりとしてはいかがか。

眼の水晶体の等価線量の算定・記録の期間は、3月ごと、1年ごと及び5年ごととしてはいかがか。

十分な放射線防護を行っても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のある労働者に関する実態調査結果を踏まえて、全ての労働者に新たな水晶体の等価線量限度を適用することについてどう考えるか。